

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年12月27日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1907号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第6-224号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(勤勉手当の成績率) 第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の215</u> （一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、 <u>100分の255</u> ） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の105</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の125</u> ）	(勤勉手当の成績率) 第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の195</u> （一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、 <u>100分の235</u> ） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の95</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の115</u> ）

第2条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(勤勉手当の成績率) 第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の205</u> （一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、 <u>100分の245</u> ） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の100</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の120</u> ）	(勤勉手当の成績率) 第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の215</u> （一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、 <u>100分の255</u> ） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の105</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の125</u> ）

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和5年12月1日から適用する。